

第5期

西東京市子ども読書活動推進計画



令和8年3月

西東京市教育委員会

はじめに

～第5期西東京市子ども読書活動推進計画策定にあたって～

西東京市教育委員会は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成18年に「西東京市子ども読書活動推進計画」を策定しました。以降、5年ごとに次期計画を策定し、子どもの読書活動を推進するための様々な施策を実施してまいりました。

また、国においては「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進、の4つを基本方針に掲げるとともに、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があるとしています。

東京都においても、「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、計画の目指すものとして、乳幼児期からの読書習慣の形成、学習の基礎となる資質・能力の育成のための読書活動の推進、特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進、読書の質の向上、の4つを掲げました。

こうした国や東京都の動向、令和3年に策定した第4期計画の成果と課題、近年の子どもの読書を取り巻く環境、アンケート調査の結果等を踏まえ、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進していくために、「第5期西東京市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

全ての子どもたちが生涯にわたって自発的に読書をする姿勢を身に付け、急速に複雑かつ多様化する社会に参加する力を育てるには、家庭、地域、学校、図書館等が連携して、切れ目のない支援をすることが大切です。また、前期に引き続き、市民や団体等と協働して子どもの読書活動を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご理解とご協力を賜りました皆様に心から感謝を申し上げますとともに、子ども一人ひとりが読書活動によって学びや喜びを得られるよう、引き続き子ども読書活動へのご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和8年3月

西東京市教育委員会

目 次

I	これまでの取組	1
1	計画の位置づけ	1
2	第4期計画の成果	1
3	令和6年度実施「子どもの読書アンケート調査」・「乳幼児の読書アンケート調査」結果	6
II	計画の基本的考え方	9
1	計画策定の基本理念	9
2	読書活動推進のための基本方針	10
3	計画の期間	11
III	乳幼児を対象とした取組	12
1	保育園	12
2	児童館	13
3	図書館	14
IV	小学生を対象とした取組	16
1	児童館	17
2	学校等	17
3	図書館	19
V	YA世代を対象とした取組	22
1	児童館	22
2	学校等	23
3	図書館	24
	資 料	
1	西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会設置要綱	28
2	第5期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会委員名簿	29
3	第5期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会審議経過	30
4	子どもの読書活動の推進に関する法律	31
5	西東京市図書館資料収集基準	33

I これまでの取組

1 計画の位置づけ

本計画は、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第九条第2項に基づき策定したものです（資料4参照）。

計画の策定にあたっては、国が策定した「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び東京都が策定した「第四次東京都子供読書活動推進計画」を踏まえ、また、西東京市教育委員会が令和3年3月に策定した「第4期西東京市子ども読書活動推進計画」（以下「第4期計画」という。）の考え方を継承し策定しています。

2 第4期計画の成果

(1) 読書環境の一層の整備と充実を図りました。

図書館では、子どもたちが日常を過ごす身近な場所でたくさんの本と出会えるように、市内の乳幼児施設、小・中学校、児童館・児童センター、学童クラブ等へ本の団体貸出^{*1}を行っています。団体貸出を利用する団体数は、令和3年度以降徐々に増加しています。団体貸出数についても令和3年度以降増加しています（表1）。

図書館資料の有効活用のため、図書館で小・中学生向けにそれぞれ作成した「すいせん図書」^{*2}掲載の本をまとめ「いいね！！西東京市図書館おすすめ(セレクト)本」として、平成29年度から市内小・中学校を対象に貸出しを始めました。平成30年度からは利用しやすいようにグレード別のセットも追加しました。小・中学校で貸出数が増加し、令和6年度には小学校の貸出数は過去最多になりました（表2）。

表1 団体数と団体貸出数推移

	団体数	団体貸出数(冊)
令和3年度	316	32,824
令和4年度	373	39,241
令和5年度	419	43,620
令和6年度	440	43,944

表2 「いいね！！西東京市おすすめ(セレクト)本」貸出数推移

	小学校貸出数	中学校貸出数
令和3年度	10校/152セット	—
令和4年度	10校/154セット	—
令和5年度	16校/207セット	1校/15セット
令和6年度	14校/214セット	1校/13セット

図書館では、小・中学校、乳幼児施設に除籍^{*3}した児童資料（児童図書・絵本・紙芝居、知識の本）を配布し、各施設の図書の充実を支援しました。乳幼児施設除籍資料配布は、年度によって増減がありますが令和6年度には利用施設・配布冊数ともに

※1 団体貸出

図書館が市内の学校や公共施設・サークル等の団体・グループに資料を多く、長い期間、特別貸出すること。

※2 「すいせん図書」

夏休みに小・中学生のための読書案内として図書館の児童サービス担当司書が、毎年新刊を中心に選書し作成したもの。

※3 除籍

受け入れ登録されている図書館資料のうち、不用とされた資料の記録を抹消すること。

増加しています（表3）。

表3 乳幼児施設除籍資料配布数推移

	参加施設数	配布数(冊)
令和3年度	19	1,180
令和4年度	20	1,786
令和5年度	17	1,333
令和6年度	25	2,278

※令和3・4年度は、谷戸図書館で実施。

※令和5・6年度は、ひばりが丘図書館で実施。

令和5年度に小学生向けのおすすめ本リスト「で・あ・い」^{※4}、中学生向けのおすすめの本リスト「道しるべ」^{※5}の掲載内容の見直しを行い、続編として「で・あ・い2」^{※6}「道しるべ2」^{※7}を発行しました。「で・あ・い2」は小学校や児童館・児童センター・学童クラブへ、「道しるべ2」は中学校や児童館・児童センター、学童クラブへ配布しました。



- ※4 「で・あ・い」
「すいせん図書」をはじめとし、これまで発行してきた本のリストを基に、図書館の児童サービス担当司書が選書し作成した小学生向けの本のリスト。合計 270 冊紹介している。（平成24年2月発行）
- ※5 「道しるべ」
「すいせん図書」をはじめとし、これまで発行してきた本のリストを基に、図書館の児童サービス担当司書が選書し作成した中学生向けの本のリスト。合計 102 冊紹介している。（平成24年2月発行）
- ※6 「で・あ・い2」
「で・あ・い」作成以降「すいせん図書」に選定してきた本のリストを基に、「で・あ・い」と同様、図書館の児童サービス担当司書が選書し作成した小学生向けの本のリスト。合計 198 冊紹介している。（令和5年3月発行）
- ※7 「道しるべ2」
「道しるべ」作成以降「すいせん図書」に選定してきた本のリストを基に、「道しるべ」と同様、図書館の児童サービス担当司書が選書し作成した中学生向けの本のリスト。合計78冊紹介している。（令和5年3月発行）

令和4年度から、放課後子供教室^{※8}への司書派遣を開始しました（表4）。

令和5年度から、市内児童館・児童センターや保育園^{※9}、子育てひろばへの司書派遣による「おでかけおはなし会」を開始しました（表5）。

表4 放課後子供教室司書派遣実施数推移

	実施数
令和4年度	1
令和5年度	5
令和6年度	4

表5 おでかけおはなし会対象別実施数・参加人数推移

	0～2歳児	3歳児以上
令和5年度	8回/128人	6回/102人
令和6年度	8回/113人	8回/124人

令和4年度から、「まちなか先生」^{※10}を開始しました（表6）。

小学生を対象に、ハンディキャップサービス、地域資料、令和5年度からは電子図書館、令和6年度には調べ学習^{※11}についての理解を深める内容の講座を実施しました。中学生を対象に、職業に関する本のブックトークや仕事について考えるきっかけを作る講座を実施しました。

令和5年度から、「西東京市子ども電子図書館」^{※12}のサービスを開始しました（表7）。市内小・中学校全児童を対象に「西東京市子ども電子図書館」用の学校利用カードを配布しました。また、令和5年度、令和6年度には「西東京市子ども電子図書館」を活用した子ども向けイベントを行い、周知を図りました。

表6 まちなか先生(図書館講座)実施数推移

	小学校	中学校
令和4年度	7	1
令和5年度	9	2
令和6年度	11	0

表7 「西東京市子ども電子図書館」閲覧回数・貸出回数

	閲覧回数	貸出回数	合計
令和5年度	87,323	5,213	92,536
令和6年度	82,728	24,354	107,082

※令和5年7月からサービス開始

※8 放課後子供教室

放課後や週末に学校の余裕教室等を活用して、児童生徒等の安全・安心な活動場所を提供する活動。主な活動として体験・交流活動、校庭・体育館開放の実施がある。

※9 保育園

児童福祉法では「保育所」となっているが、市内の呼び名に合わせて「保育園」とする。この計画では「市立保育園」を指す。

※10 まちなか先生

地域学習推進課、公民館及び図書館が実施している学校出前講座。

※11 調べ学習

各教科、総合的な学習の中で、子どもたちが主体的に課題解決を図ろうとする学習。例えば、「自分で課題を見つけ→解決法を考え→資料を選び→まとめ方を工夫する」

※12 西東京市子ども電子図書館

インターネットに接続したパソコンやタブレット、スマートフォンを使って、電子書籍の閲覧・貸出・返却・予約ができるインターネット上の図書館。紙の本のように、一度に一人しか読むことができない「貸出用電子書籍」や、同時に何人でも読むことができる「児童書読み放題パック」がある。ログインするために必要な利用者IDを市内小・中学校の全児童・生徒に発行し、配布している。

令和5年度から、小学校5・6年生を対象に「西東京市図書館を使った調べる学習コンクール」^{※13}を実施しました。令和6年度からは、対象を小学校5年生から中学校3年生まで拡大するとともに、コンクールの対象者とその保護者向けに「図書館を使った調べる学習コンクール連続講座」の実施や、図書館全館で調べもののテーマ探しやヒントになる本を集めた「調べる展示」を行いました。令和5年度は33作品、令和6年度は373作品の応募がありました。

令和4年度から、手遊び、わらべうたに親しむ講座や行事を行いました（表8）。

また、令和6年度から、わらべうた中心のおはなし会「わらべうたのじかん」^{※14}を図書館3館で開始しました。

表8 わらべうたに親しむ講座

	対象	講座名等
令和4年度	0～2歳児の保護者	おひざのうえでよみきかせ♪～乳幼児保護者向け絵本講座～
令和5年度	0～2歳児の保護者	おひざのうえでよみきかせ♪～乳幼児保護者向け絵本講座～
	2～4歳児	わらべうたであそぼう～手ぶくろ人形も登場！
	1歳半～5歳児	親子で楽しむわらべうたと人形劇
令和6年度	0歳児／1～2歳児	いっしょにあそぼうわらべうた

保育園での各クラスの年齢にあわせた絵本コーナーの設置や、児童館での本の新規購入など、子どもや保護者の身近な場所で本に触れる機会が増えています。

（2）学校図書館の一層の活用を図りました。

小・中学校では、学校司書を、2校に1名の配置から、3校に2名の配置としました。また、小中連携学校司書連絡会や、司書教諭との合同研修会を実施し、指導の充実を図りました。

教科用図書の改訂に伴い、各教科等で必要な資料について再度検討しました。学校司書が、教員が行う授業内容に合わせ、適した資料を用意するなど、学習内容と資料の整合性を図りました。

また、図書資料の廃棄及び買い替えを進めていく中で、新刊や、学校の実態に応じた図書の選定を行うなど、図書館資料の充実を図りました。

司書教諭と司書が連携し、西東京ふるさと探究学習、校外学習、修学旅行などに必要な情報を精査し、児童・生徒に提供しました。

※13 西東京市図書館を使った調べる学習コンクール

子どもたちが持つ疑問や課題に対し、子どもたちが自ら図書館の資料等を活用して調べることにより考えを深め、判断し、表現する力を育むことを目的に、公益財団法人図書館振興財団が主催する、「図書館を使った調べる学習コンクール」の地域コンクールとして、令和5年度から実施している。

※14 わらべうたのじかん

1・2歳児を対象とした図書館のおはなし会で、わらべうた5・6つの実演と絵本2冊の読み聞かせのプログラムで構成されている。市内「はとさん文庫」協力のもと、中央図書館、保谷駅前図書館、柳沢図書館の3館で実施している。

(3) 子どもの読書に関わる諸機関や市民団体・ボランティア等の連携を進めました。

市民団体と共催で、様々な子ども向けの事業を実施しました。毎年恒例となり、定着している事業もあります。日常的にも、学校での保護者・PTAや地域で活動しているボランティア等による読み聞かせや、図書館のおはなし会でのボランティアの協力が継続されています。

令和5年度から、武蔵野大学の学生ボランティアが図書館行事に参加しています。令和6年度には武蔵野大学・NPO団体と連携して、絵本の読み聞かせや工作を楽しむイベント「Play day with Good Books and Toys!～絵本とおもちゃで世界を知ろう!～」を実施しました。また、民間施設との連携として、MUFG PARKの1周年記念イベントに図書館ブースとして参加し、来場した親子を対象におはなし会を実施しました。

(4) 子どもの読書について大人への啓発と支援を行いました。

3から4か月児健康診査対象者に「絵本と子育て事業（ブックスタート）」^{※15}を実施し、0歳児と保護者が絵本に出会う機会を作りました。図書館で作成した「はじめまして～赤ちゃんにおくるえほん30冊～」^{※16}を発行し、絵本選びの参考資料として絵本と子育て事業実施会場や図書館において配布しました。令和6年度には、絵本と子育て事業20周年記念企画として、「二十歳のつどい」実行委員に、「絵本と子育て事業（ブックスタート）」でお渡しした絵本についてのインタビューを実施しました。

絵本と子育て事業のフォロー事業として、3歳から5歳におすすめの絵本リスト「えほんだいすき 3さい～5さい」を発行し、図書館において配布しました。掲載された絵本を全図書館で展示し、子どもや保護者が手に取るきっかけを作りました。

「はじめまして～赤ちゃんにおくるえほん30冊～」



「えほんだいすき 3さい～5さい」



※15 「絵本と子育て事業（ブックスタート）」

絵本を通じて親子の触れ合いの大切さを知ってもらうために実施する事業。平成4年（1992年）にイギリスで始まり、日本では平成12年（2000年）に杉並区で試験的に実施されたのが最初となる。西東京市では、平成15年（2003年）6月から、3から4か月児健康診査時に実施され、事業の説明、図書館案内、読み聞かせ講師による絵本の読み聞かせの実演等を行っている。

※16 「はじめまして～赤ちゃんにおくるえほん30冊～」

0歳から2歳の乳幼児を対象とする、おすすめ絵本30冊を紹介した冊子。図書館の児童サービス担当司書だけでなく、市内の地域ボランティアの協力を得て選定し、絵本と子育て事業の際、全参加者に配布している。

図書館のおはなし会で絵本の読み聞かせを行う「おはなし会ボランティア」※17を育成するため、養成講座や研修を実施しました。令和4年度は、養成講座を受講した第5期生のボランティアの資質及び技術向上のため「中級講座」を実施し、令和5年度は、全おはなし会ボランティアの技術向上のため「フォローアップ研修」を実施しました。

令和6年度は、「おはなし会ボランティア養成講座」※18を実施し、第6期生のボランティアを養成しました。おはなし会ボランティアの養成を続けることで、常に一定のレベルを維持する人材の確保に努めています。

平成26年度以降、年1回、図書館で従来から活動しているボランティアと、養成講座を受講したおはなし会ボランティアとの合同会議を開催し、活動内容や取組の確認を行い、情報交換をしています。

読み聞かせを家庭でも楽しんでもらえるように、乳幼児の年齢に合わせ図書館の児童サービス担当司書がすすめる絵本3冊を1セットにまとめた「ちびっこおすすめ絵本パック」の貸出しを実施しました。

また、初めて小学校等で読み聞かせをする保護者を対象とした「絵本の読み聞かせ講座」を実施しました。図書館の児童サービス担当司書が講師となり、読み聞かせや選書の方法を伝え、読み聞かせ初心者の方へのサポートを行っています。

(5) 計画の周知を図りました。

図書館では、令和3年度に第4期計画を周知する目的で、西東京市子ども読書活動推進計画策定記念イベントを開催しました。図書館が主催する講演会や市民団体との共催のパネル展を開催するなど、第4期計画の周知を継続しました。

第4期計画では、関係部署が連携して、子どもの成長段階に応じた読書環境の整備や読書活動の推進を図るため、発達年齢に合わせた取組に努めてきました。

3 令和6年度実施「子どもの読書アンケート調査」・「乳幼児の読書アンケート調査」結果

(1) アンケート調査の概要

本計画の策定にあたって、令和6年度にアンケート調査を実施しました。

※17 おはなし会ボランティア

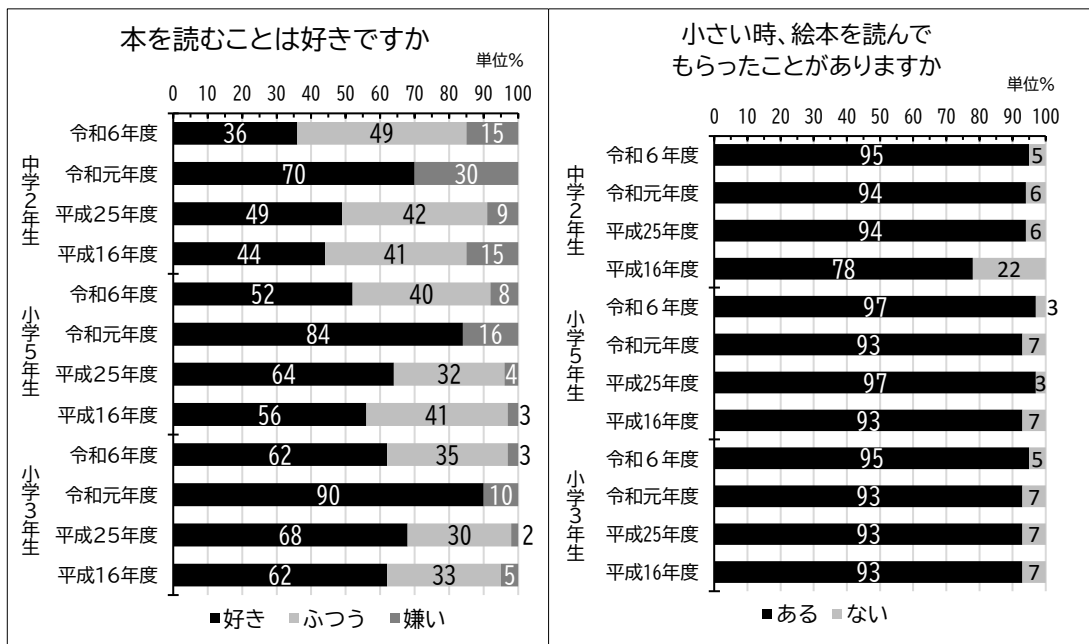
図書館の行事である、おはなし会に参加するボランティアのこと。おはなし会ボランティア養成講座を受講した個人と、地域で活動している団体がある。

※18 おはなし会ボランティア養成講座

図書館は、児童サービスの拡大充実のために、市民と協働している。その一環として図書館のおはなし会で、絵本の読み聞かせ等を行うボランティアを養成するために行う講座。内容は、絵本の読み聞かせについての講義・実演の他、ボランティアとしての心構えや注意点等を伝える。

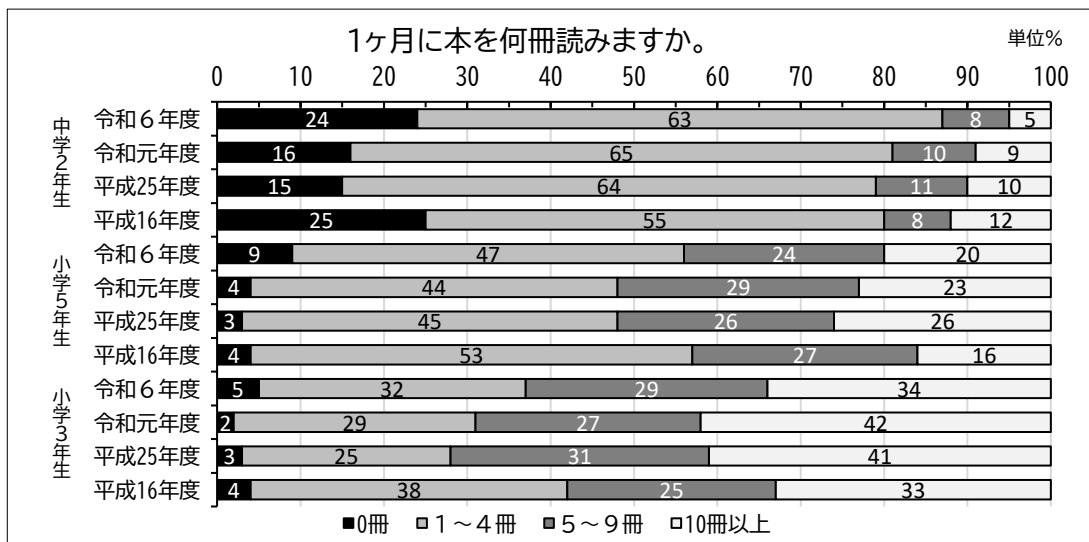
調査対象	市立全小学校 3年生（各1クラス）、5年生（各1クラス） 市立全中学校 2年生（各1クラス） 市内の乳幼児を対象にした施設・機関を利用する乳幼児の保護者
調査期間	小・中学校 令和6年11月15日（金）から12月6日（金）まで 乳幼児施設 令和6年11月15日（金）から12月6日（金）まで ※配布した案内文から Logo フォームにて回答
配布数	小学3年生：630、5年生：630、中学2年生：360、乳幼児施設：1,153
回答数	小学3年生：443（回答率70.3%）、5年生：374（回答率59.3%） 中学2年生：223（回答率61.9%）、乳幼児施設：180部（回答率15.6%）
※アンケート調査は、小・中学校については平成16年度、25年度、令和元年度、乳幼児施設については平成17年度、25年度、令和元年度にも実施しました。	

(2) 小・中学生の調査結果（抜粋）

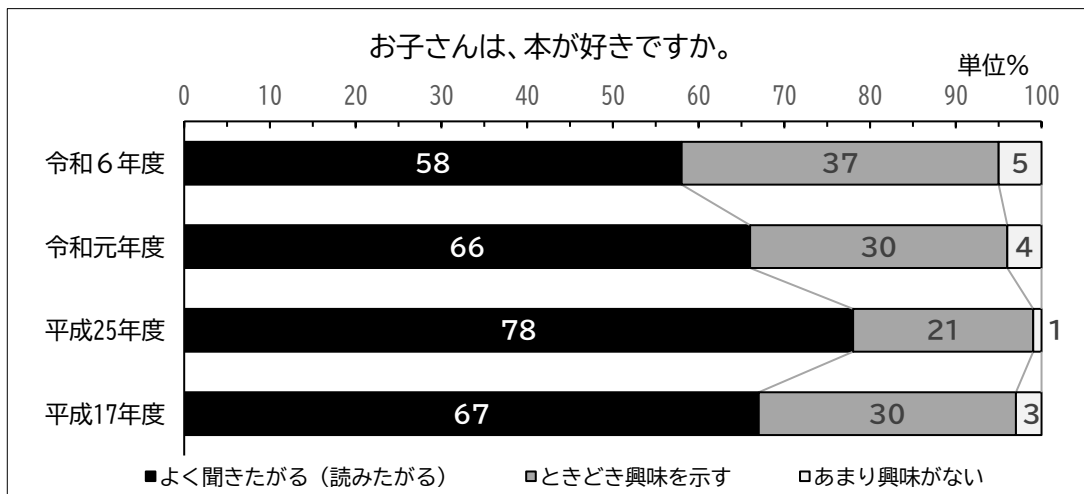


※令和元年度実施のアンケートは「好き」・「嫌い」のみの選択肢から回答。

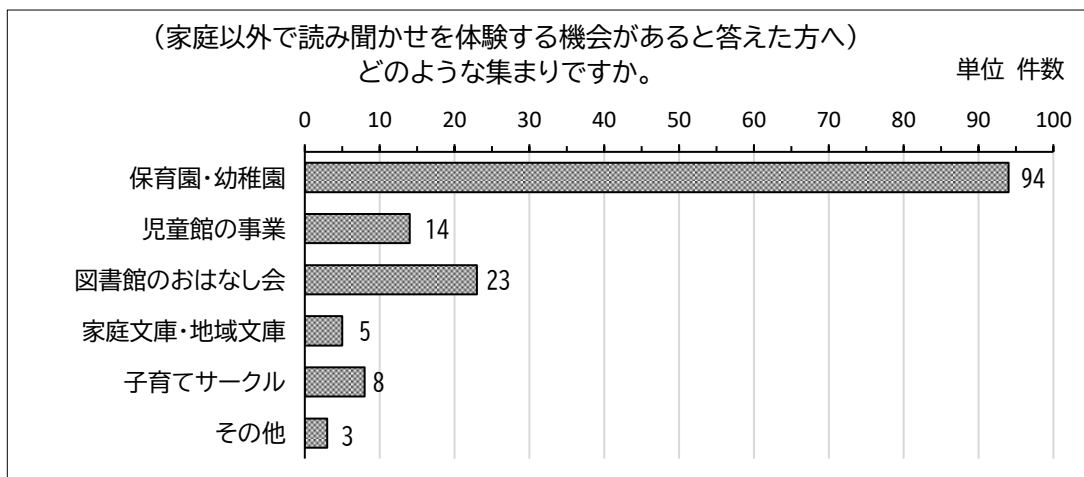
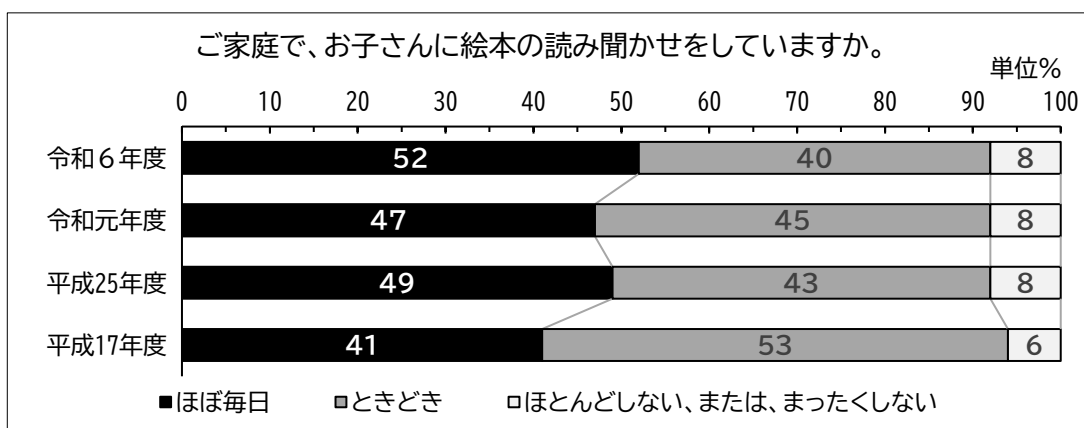
※「絵本を読んでもらったことがある」の割合は一定を維持。



(3) 乳幼児の調査結果（抜粋）



※平成25年度には「よく聞きたがる（読みたがる）」割合が増加したが、令和元年度、令和6年度は減少している。「あまり興味がない」割合は、どの調査でも少ない。



(4) アンケート総括

乳幼児への読み聞かせは、家庭や子どもの過ごす場所（特に保育園や幼稚園）で盛んであることがうかがえます。小学生以降は、これまでも指摘されてきた学年が上がるごとに、1ヶ月に1冊も読まない割合が増える傾向に顕著な改善は見られませんでした。特に、中学生での読書離れの傾向が続いています。

※令和6年度実施のアンケート調査の全結果は、図書館ホームページに掲載しています。

Ⅱ 計画の基本的考え方

1 計画策定の基本理念

デジタル端末やA Iが生活の一部となった現代だからこそ、読書は人間らしい生を支える大切な活動となります。平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の次のような基本理念は、いまでも説得力をもつでしょう。

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」

読書によって、多くの知識や教養を得るとともに、自ら思考し、想像し、表現するといった力が養われます。それは、他者とつながり支えあふ基盤にもなるはずで、一方、子どもたちは家庭でも学校でも、デジタル端末を通して文字や文章に触れることが増えています。発達段階を考慮したうえで、それらも活用し、個別の状況にかかわらず「すべての子ども」が、自分のために読書のできる環境を整えること。これが、本計画の第一の目標です。

子どもたちが生涯にわたって自発的に読書をする姿勢を身に付け、急速に複雑かつ多様化する社会に参加する力を育てるため、本計画では、次のような「子ども」像の育成も図ります。また、この「子ども」像の育成を目指した取組を実現するために、市民や団体等と協働して子どもの読書活動を推進します。

- 言葉によって書かれた本（文学、ノンフィクション、科学読み物等）や、絵や図版を中心に作られた本（絵本、図鑑等）を楽しく読みながら、想像力を豊かに耕していく子ども。
- 家庭や地域、学校の中で、「声」によって本を読み合うことを通して家族や友だち、様々な大人たちともつながっていく子ども。
- 一人で黙読する時間の中で、考えを深め、自分の輪郭を確かめていく子ども。
- 現実の中の問題と、本の中で出会ったことを突き合わせながら考え、生きる指針や励ましを得る子ども。
- デジタル端末が普及し、情報が氾濫するなかで、読書で得た知識や考え方をもとに、必要な情報を見きわめ、学びや生活に生かしていく子ども。
- 生きることと読書を様々な形で関わらせる「生涯読書人」^{*19}へと成長していく子ども。

※19 生涯読書人

読書習慣をもち、生涯にわたる生活の中で目的や手段として本を活用する人のこと。

2 読書活動推進のための基本方針

(1) 乳幼児期からの読書活動の習慣化の推進

保護者の膝の上での読み聞かせやわらべうた等、乳幼児期からの豊かな言葉がけや読書体験を大切にします。親子が安心して過ごしたり、子どもが気軽に読書相談したりできる等、居場所としての環境を整え、親子で絵本に親しむイベントの実施等を通じて、乳幼児期からの切れ目のない読書支援を行います。

就学後の子どもにとって、身近な読書活動の場所である学校図書館の利活用に向けた取組を、教員、学校司書、図書館司書が連携して進めていきます。

(2) 大人とともに読書を楽しむ環境づくり

子どもは字が読めるようになって、保護者や身近な大人による読み聞かせが楽しいものです。保護者への啓発として、読み聞かせは多様な読書体験につながるということを広く周知し、また、保護者に限らず司書、教員、保育士、地域ボランティア、児童館スタッフ等、多様な大人の関わりによる読書支援により、家庭、地域、学校の大人がともに本を楽しみ、読書の習慣を共有する環境を整えます。

(3) 子どもの自主性や多様性に応じた読書機会の提供

子どもが好きな時に、好きな場所で読書ができるように、家庭、地域、学校等の身近な場所に読書環境を整備し、子どもと本との出会いの場を作ります。本の提供にあたっては、読み継がれてきた定番の絵本や物語を大切にするとともに、子どもの知的な関心や学びを支えるノンフィクション等の資料についても、幅広く収集し、提供に努めます。そして、多様な子どもたちの読書機会を確保するために、読書バリアフリー法^{※20}を踏まえ、特別な支援を必要とする子どもが利用しやすい資料の収集と提供に努めます。子どもが自発的に楽しみながら読書活動に関わり、子どもから子どもへ読書の楽しさを伝え合える機会を作ります。

(4) デジタル時代への対応

タブレットやスマートフォンの普及によって、電子書籍やオーディオブック^{※21}など読書の形が多様化しています。時間や場所を問わずに手軽に多くの本にアクセスできること、拡大表示や読み上げ機能等の利用のしやすさに優れることから、電子書籍の活用は多様な子どもの読書の選択肢を増やすことにつながります。

乳幼児期には保護者や身近な大人の豊かな言葉がけや読み聞かせを基本にし、紙の本ならではの五感で楽しむ読書体験を大切にしながら、子どもの様々な環境や発達段階に応じて補助的に電子書籍等を活用できる環境を整えます。

※20 読書バリアフリー法

正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。障害の有無に関わらず、全ての人を読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。

※21 オーディオブック

書籍等の内容を読み上げて、録音したもの。「耳で聞く本」ともよばれる。

(5)「第5期西東京市子ども読書活動推進計画」の周知と情報発信の充実

本計画を広く市民に周知し、子どもの読書活動をより豊かにしていくための講演会やイベントを企画します。また、図書館ホームページ等を活用した情報発信の充実に努めます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

本計画は、各機関において事業の進捗状況を確認し、必要に応じ見直しを行います。

また、中間年度（令和10年度）には、施策の進行状況を確認します。

Ⅲ 乳幼児を対象とした取組

乳児期（0～2歳）は、五感を使って周囲を認識していく時期です。また、聴く力が育ち、急速に言語を獲得していく時期でもあり、身近な人の語りかけが特に大切です。子守りうたや、わらべうた、また、好きな絵本を開いての温かい語りかけの時間を楽しみましょう。言葉の響きやリズムに反応し、まねることにより自発的に言葉を発するようになります。

幼児期（3～5歳）に入り、3歳くらいになると数分間の読み聞かせにも集中できるようになります。乗り物絵本や動物絵本に加え、簡単な物語も楽しめるようになります。4歳頃からはお気に入りの絵本ができたり、しっかりとした筋のあるおはなしを楽しむことも増えます。4・5歳頃からは「素ばなし」※22も聞けるようになります。

子どもが文字に関心をもち、読めるようになってきても、文字からの内容理解はまだ難しく、読んでもらってこそ本を楽しむことができます。親しい人の肉声による読み聞かせは、豊かな心をはぐくみ、感動を共有することで読み手との関係を深める機会にもなります。耳からの読書が大切なことを周囲の大人に伝え、十分に読んでもらえるよう働きかける必要があります。

1 保育園

（1）今後充実していく主な取組

① 保育園における図書館の活用推進

・市内各図書館に近い保育園を中心に、保育活動の中で、園児が図書館を利用する機会の増進を図っていきます。

② 貸出絵本コーナーの充実

・保育園にある絵本の貸出コーナーを整備、充実させるとともに、子どもと身近な大人たちが一緒に絵本に興味を持てるよう、絵本だより等を定期的に発行し、更には図書館の利用へとつなげていきます。

（2）前計画に引き続き推進していく主な取組

① クラス内の絵本コーナーの充実

・保育園では、絵本などの点検、買い替えを定期的に行い、各クラスの年齢や興味、発達段階に応じた絵本を集めた絵本コーナーを更に充実させていきます。

※22 素ばなし

子どもたちに、昔話や童話等を語りかけること。人形や絵という手がかりなしに、子どもたちは自由に想像しながら、物語を楽しむ。

② 絵本を楽しむ安心・安定した環境づくり

・乳児期（0～2歳）は、保育者と共にゆったりと一対一で絵本を楽しむことを大切にします。幼児期（3～5歳）は、子どもたちはもちろんのこと、保育者とも一緒に絵本を読める落ち着いた環境づくりをこれからも心がけていきます。また、集団で絵本や紙芝居を楽しむことで、読み手の保育者と共に、子ども同士の共感を深めます。

③ 地域のおはなしボランティアとの協力と連携

・保育園と地域のおはなしボランティアとの協力と連携により、素ばなし、手遊び、読み聞かせなどを通して、子どもたちの経験の幅を広げていきます。

④ 保育園職員を対象とした読書活動の研修

・保育園では、読書活動に特化した職員研修を行い、子どもの読書活動に主体的に取り組む意識の向上を図ります。

2 児童館

(1) 今後充実していく主な取組

① 「あそびのなかの図書館」を発信

・あそび場である児童館の図書館は、自分の好きなスタイルで本と触れ合うことができる場所です。児童館はまわりに気兼ねなく、本を手に取り楽しむことができ、貸出しもしている場であることを発信していきます。

② 蔵書の充実

・図書館で発行しているおすすめ絵本リスト「はじめまして～赤ちゃんにおくるえほん30冊～」や「えほんだいすき 3さい～5さい」に掲載されている本を中心に、絵本の蔵書を充実させていきます。また、掲載本以外の同著者の作品も紹介できるようにしていきます。

③ 図書館との連携

・図書館司書の派遣を活用し、児童館での本の読み聞かせを行います。その際、図書館のおはなし会、絵本講座の案内等を行い、図書館に行くきっかけを作ります。

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 本を手にとりやすい環境の整備

・乳幼児専用室には、利用者の手の届きやすいところに絵本コーナーを設けます。図書室でも本の紹介や配架の工夫等で本を手にとりやすい環境を整えます。絵本以外に、遊びの本や図鑑、手作りおもちゃ、季節行事に関する本など、子どもも大人も楽しめる本も取り揃えていきます。

② 乳幼児活動での読み聞かせ等の実施

・乳幼児活動では、子どもに本を手渡す身近な大人たちにも本の楽しさを伝えられるよう、読み聞かせ活動を実施していきます。また、各館の乳幼児向けおたよりでは、絵本の紹介コーナーを継続します。

③ 地域のおはなしサークル・ボランティアとの協力と連携

- ・地域のおはなしサークル・ボランティアの協力と連携を進め、おはなし会の充実を図ります。

3 図書館

(1) 今後充実していく主な取組

① 情報発信の充実

- ・図書館ホームページ等を活用し、情報発信の充実に努めます。乳幼児向けの本の情報や選書に役立つリスト、行事等の案内、本計画についてのお知らせ等、対象となる子どもと保護者にわかりやすく情報を伝えるために、広報の充実に努めます。

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 魅力ある書架づくりと提供方法の工夫

- ・「西東京市図書館資料収集基準」（資料5参照）に基づき、子どもの発達段階に応じた資料を収集し、展示による周知や書架案内等の工夫により魅力ある書架づくりに取り組むことで、子どもと保護者が利用しやすい環境整備を進めます。
- ・子どもの年齢に合わせ司書がすすめる絵本3冊を1セットにまとめた「ちびっこおすすめ絵本パック」の貸出しを行います。
- ・「はじめまして～赤ちゃんにおくるえほん30冊～」、「えほんだいすき 3さい～5さい」に掲載している絵本の展示を行います。

② 図書館利用に困難がある子どもへの支援の充実

- ・特別な支援を必要とする子どもには、布の絵本や点字図書、LLブック^{※23}等を収集し、提供します。提供にあたっては、ハンディキャップサービス^{※24}資料を集めた書架「いろいろな読書コーナー」やハンディキャップサービスの利用案内を活用し、必要とする子どもや保護者に届くような広報や情報提供に努めます。
- ・日本語を母語としない子どもや保護者には、外国語絵本等を収集し、提供します。また、「やさしい日本語」による情報提供を行うとともに、多文化おはなし会や文化交流イベントを実施します。

③ 手遊び、わらべうたに親しむ行事の実施

- ・保護者が家庭でも気軽にできるような手遊び、わらべうたをおはなし会で実施します。

※23 LLブック

文字を読んだり、本の内容を理解したりすることが苦手な人がやさしく読めるよう、写真や絵、わかりやすい文章、ピクトグラム（単純化された図や記号）など用いて書かれている本。

※24 ハンディキャップサービス

通常に書かれた文字や印刷物を読むことが困難な方や、様々な障害によって図書館を利用しにくい方への各種サービス。

④ 「絵本と子育て事業（ブックスタート）」の実施

- ・乳児を対象とした絵本と「はじめまして～赤ちゃんにおくるえほん30冊～」を保護者に配布し、絵本を通じて豊かな言葉と、子どもと一緒に過ごす時間の大切さを伝える方法として読み聞かせを実演します。
- ・幼児を対象に「えほんだいすき 3さい～5さい」を発行し、子どもと保護者に本の情報を提供します。

「読み聞かせの実演」



⑤ ボランティアとの連携と市民団体への支援

- ・子どもの読書活動に関わるボランティアの読み聞かせ等の質の向上を目指し、講座を実施します。また、活動に必要な情報を提供します。
- ・おはなし会の充実を図るため、司書とおはなし会に関わるボランティアとの合同会議を実施します。また、おはなし会ボランティアについては「フォローアップ研修」を実施し、質の向上を目指します。

⑥ 司書の派遣

- ・乳幼児の保護者が参加するサークル等の要望に応じて司書を派遣し、子どもの読書活動に関わる啓発活動を実施します。
- ・読書活動振興を目的に、要望に応じて児童館・児童センター、保育園、幼稚園、子育て広場等、子どもが集まる場所へ司書を派遣します。

⑦ 乳幼児施設の読書環境整備への支援

- ・児童館・児童センター、保育園、幼稚園、子育て広場等への団体貸出の利用促進と迅速な資料提供を進めます。
- ・児童館・児童センター、保育園、幼稚園、子育て広場等への除籍資料の配布を行い、資料の有効活用と地域における子どもの読書環境の充実を図ります。

⑧ 子どもの読書活動推進に関する企画の実施

- ・子どもの読書活動を推進する講演会及び講座を実施する際は、市民団体等と連携した事業の実施に努めます。

⑨ 研修の充実

- ・司書が子どもの読書活動を十分に推進できるよう、積極的に研修に参加し読書相談や読書活動に必要なとされる知識を習得し、専門性の向上に努めます。
- ・司書が参加した研修内容を図書館内で共有することで全体のレベルアップを図ります。

IV 小学生を対象とした取組

小学校低学年（１・２年生）は、読み聞かせを聞くことから一人読み^{※25}に移行し始める時期です。文字を覚えて自分で読み始めますが、内容理解の負担は小さくありません。周囲の支援を得て、音読を繰り返すことで徐々に黙読ができるようになります。読む力に配慮し、読書の楽しさを感じることができる本との出会いを図ることが必要です。

一方、読み聞かせてもらおうと、読む負担がなく、豊かに想像したり共感したりできます。本の世界を十分に楽しむには、年上の児童が読み聞かせることや大人が読み聞かせを継続することが大切です。

中学年（３・４年生）は、学校の授業で調べ学習の機会が増え、本を通して興味や好奇心が引き出され、疑問を解決できることを学びます。教員と学校司書が連携を密にして調べる楽しさを体験できる授業を充実していくことが必要です。また、本をめぐる友だちとの関わりが読書の幅を広げていきます。読書動機付けでいろいろなジャンルの本や、それぞれが夢中になれる本と出会うことで読書習慣がついていきます。

一方、読書に苦手意識を持つ子も出てきます。学校図書館では一人ひとりへの支援が欠かせません。図書館等の日常的な活用や家読^{※26}でのふれあいで読書意欲が高まり読書が生活に根づくことが期待されます。

高学年（５・６年生）は、読書を通じ体系化された知識を得て考察することで、自分の世界の広がりを感じられるようになります。インターネットによって得られる膨大な情報の確かさを見極め、必要なものを選択するために客観的な視点を育むことが有効です。この段階では、本を中心とした調べ学習にゆっくり取り組み、丁寧に考える力を養い、自分の内面が変化する体験を積むことが望まれます。

また、興味が多様化し、読書する時間が確保しにくくなる年齢です。読み応えのある本にふれる時間を学校で設定するとともに、大人が読書する姿を見せることが大切です。

さらに、思春期が始まり、自他の心身の変化に戸惑うことも出てきます。幅広い読書によって本の中に共感できる人物や問題解決の糸口を見つけたり、居場所を見つけたりすることができます。本が見えない形で生きることを支えているといえるでしょう。

子どもの発達段階に合った読書活動の環境を整備し提供していくために、引き続き周囲の大人の連携と積極的な支援が求められます。

※25 一人読み

一人で音読したり、黙読したりすること。

※26 家読（うちどく）

「家庭読書」の略語。本を通じて家族がふれあい、コミュニケーションを深めることが目的。方法には保護者の読み聞かせや子どもが家族に読み聞かせることも含む。

1 児童館

(1) 今後充実していく主な取組

① 「あそびのなかの図書室」を発信

・図書室（コーナー）があることをわかりやすく掲示したり、子ども自身があそびの中で知りたいことや興味をもったことについて、調べたり深めたりできる場であることを発信していきます。

② 蔵書の充実

・子どもたちに新しい発見があり心を豊かにするような分野（物語、自然、生活、芸術等）の本を提供できるようにしていきます。

③ 図書館とのさらなる連携

・子どもや保護者向けの本の紹介冊子「で・あ・い」、「で・あ・い2」等の情報提供を行います。

・図書館司書の派遣を活用し、児童館での本の読み聞かせを行います。その際、図書館のおはなし会、絵本講座の案内等を行い、図書館に行くきっかけを作ります。また、図書館の団体貸出の利用も継続していきます。

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 本を読みやすい環境の整備

・本の配架や案内等を工夫し、読みたい本がすぐ見つけられる環境を整えます。読むスタイルも様々なので、椅子や床（マット）に座って読める環境や、数人でも楽しめる本なども取り揃えていきます。あわせて、本の貸出しができることも周知していきます。

② 行事での読み聞かせ等の実施

・定期的に絵本や紙芝居の読み聞かせ行事を実施します。

③ 地域のおはなしサークル・ボランティアとの協力と連携

・地域のおはなしサークル・ボランティアとの協力と連携を進め、おはなし会の充実を図ります。

2 学校等

(1) 今後充実していく主な取組

① 読書指導の充実

・学校は、読書指導に関する全体計画・年間指導計画を作成し、6年間を通じて、学校図書館を計画的に利用しながら、児童が日常的に読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げることに役立つことに気付くことができるよう指導します。

・学校は、各学校の実態に応じて、各教科等において、学校図書館の読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を利活用し、児童の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めます。

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 学校図書館の充実

- ・教育委員会は、小学校教科用図書改定の際、各教科で必要な資料について検討します。
- ・教育委員会は、学校と連携しながら、多様な子どもたちの読書機会の確保のための取組について検討します。
- ・学校は、教育課程の展開に寄与するため、各教科等で必要な資料について検討します。
- ・学校は、言語能力や情報活用能力の向上に資するため、必要な資料について検討します。
- ・学校は、学校図書館における資料について、廃棄と買い替えを進め資料の充実を図ります。
- ・学校は、読み聞かせコーナー、季節、学習内容及び読書週間や読書旬間に合わせた掲示物の設置など、児童の読書意欲を喚起する環境を整えるよう取り組みます。
- ・学校は、各教科等の学習内容や学習課題に応じて、教員と学校司書の連携を図りながら、必要な情報を精査して児童に提供するよう努めます。
- ・学校は、教育課程の展開に寄与するため自校の学校図書館にない本や授業に関連した資料を幅広く提供できるよう、公共図書館や他校との相互貸借等の連携を深めるように努めます。

② 読書指導の充実

- ・学校は、児童が短い時間でも読書できるよう、学級文庫の充実等の取組を推進するよう努めます。
- ・学校は、「朝読書」、「読書週間」、「読書旬間」、「読書月間」などの取組を実施し、読書の習慣化を促します。
- ・学校は、児童に読書の楽しさを積極的に伝えるため、読み聞かせ、ブックトーク、教員による「おすすめ本」の紹介などの取組を推進するよう努めます。
- ・学校は、集会、図書の紹介、読み聞かせ、新聞やポスターの作成など、児童の自主的な活動を促します。

③ 読書習慣定着のための取組

- ・教育委員会は、毎年11月を西東京市読書月間とし、読書活動の活発化を促します。
- ・学校は、児童が家庭で読書する機会を作るために、長期休業中の課題や家庭学習の内容に読書を取り入れるなどの取組を行うよう努めます。
- ・学校は、児童が様々な形で本と出会える機会を作るため、各学校の実態に応じて、保護者及び地域のボランティアの協力を得て、おはなし会等の取組を実施するよう努めます。

④ 研修等の実施

- ・教育委員会は、学校司書が各学校の効果的な取組等について情報交換を行う機会として、学校司書連絡会を設置します。

・教育委員会は、各学校の司書教諭又は学校図書館担当教員及び学校司書を対象に、教員の、学校図書館の活用等に関する研修会を実施します。

⑤ 家庭への働きかけ

・学校は、学校図書館だより等を定期的に発行し、家庭での読書活動を啓発するよう努めます。

・学校は、各学校の実態に応じて、保護者会等の機会に、読書の必要性を話題にし、家庭における読書を促します。

⑥ 教職員への働きかけ

・学校は、学校図書館の利用をテーマにした校内研修を行い、教職員の学校図書館の利用に関する共通理解を図るとともに、教員自身に、児童に本の楽しさを伝える役割があることについて認識を深めさせるよう努めます。

・学校司書は、教職員向けの学校図書館だより等を作成し、教員の資質向上に向けた情報提供を行っていくよう努めます。

・西東京市立小学校教育研究会図書館部は、読書活動に関する授業実践等の研究を行い、各小学校に研究内容の普及啓発を図ります。

3 図書館

(1) 今後充実していく主な取組

① 小学生向けの参加型事業の実施

・図書館利用のきっかけづくりとなるような企画や、子どもたちが本の魅力や読書の楽しさを共感し合える企画を行うことで継続した読書につなげます。

② 家庭における読書啓発

・子どもと保護者等と一緒に読書の楽しさを共有する企画を実施します。

③ 電子書籍サービスの充実

・「西東京市子ども電子図書館」による電子書籍の提供を進めます。電子書籍のジャンルや内容については、時代に即した新鮮なコンテンツ構成を念頭に、社会状況を鑑みながら、収集の方向性を検討していきます。

・まちなか先生を、学校からの要望に応じて実施し、「西東京市子ども電子図書館」の利用方法を分かりやすく周知するきっかけを作ります。

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 魅力ある書架づくりと提供方法の工夫

・「西東京市図書館資料収集基準」に基づき、様々な興味に応えられる資料を収集し、新鮮で魅力ある、子どもが本を探しやすい書架づくりを行います。また、展示を充実させ、子どもたちの読書のきっかけを作ります。子どもが司書に読書相談しやすい案内や工夫を行います。

② 図書館利用に困難がある子どもへの支援の充実

- ・特別な支援を必要とする子どもには、点字図書やマルチメディアデジタイズ図書、大活字本、ＬＬブック等を収集し、提供します。提供にあたっては、ハンディキャップサービス資料を集めた書架「いろいろな読書コーナー」やハンディキャップサービスの利用案内を活用し、必要とする子どもやその保護者に届くような広報や情報提供に努めます。
- ・小学校への出前講座「まちなか先生」を要望に応じて実施し、ハンディキャップサービスを広く周知するきっかけを作ります。
- ・日本語を母語としない子どもや保護者には、外国語資料等を収集し、提供します。また、「やさしい日本語」による情報提供を行うとともに、多文化おはなし会や文化交流イベントを実施します。

③ 「いいね！！西東京市図書館おすすめ（セレクト）本」の提供

- ・図書館で小学生向けに作成した「すいせん図書」掲載の本をまとめた「いいね！！西東京市図書館おすすめ（セレクト）本」を小学校に貸し出すなど、図書館資料が有効に活用されるよう取り組みます。

④ 図書館の活用方法を伝える事業や図書館利用のきっかけになる事業の実施

- ・図書館の資料の並び方や探し方等、図書館の活用方法を伝える企画を実施します。
- ・「図書館を使った調べる学習コンクール」の開催や関連展示の実施等、身近な疑問・課題に取り組む小学生を支援します。
- ・毎年夏休みに実施している一日図書館員^{※27}や、冬休み時期に実施しているバックヤードツアー等、図書館利用のきっかけになる事業を実施します。

⑤ 児童の受け入れ

- ・小学校の要請に応じ、図書館見学、「図書館の時間」^{※28}、「まちたんけん」^{※29}等の事業を実施します。児童が図書館を知り、身近に感じる体験により自主的に図書館を利用したいと思える環境づくりを進めます。

⑥ 発行物による本の情報提供や図書館ホームページでの情報提供

- ・「すいせん図書」、「ドキドキわくわく あたらしい本」^{※30}、「ドキドキわくわく 1ねんせい」^{※31}、「で・あ・い」、「で・あ・い2」を発行し、子どもたちに本の情報を提供していきます。

※27 一日図書館員

図書館利用の推進を図ることを目的とした事業。毎年、夏休みに小学4年生から中学3年生までの子どもたちを対象にカウンター業務をはじめ、本のカバーかけなど図書館の仕事を体験してもらう。

※28 図書館の時間

市内の保育園・幼稚園・小学校等の園児、児童が図書館に出かけ、図書館職員から利用の仕方を聞いたり読み聞かせをしてもらったりして図書館に親しむ取組。貸出しなどをすることもある。

※29 まちたんけん

小学2年生が生活科学学習において、市内を巡って体験したことを児童同士で話し合っまとめ、発表する授業のこと。

※30 「ドキドキわくわく あたらしい本」

新刊を絵本・低学年・中学年・高学年以上の対象に分け、図書館の児童サービス担当司書が選定し2冊ずつ紹介した、隔月で発行しているリーフレット。

※31 「ドキドキわくわく 1ねんせい」

図書館の児童サービス担当司書が選定した小学1年生におすすめ本の紹介と図書館利用案内を掲載した冊子。市立小学1年生の全児童に配布している。

- ・図書館ホームページを活用し、情報発信の充実に努めます。小学生向けの本の情報や選書に役立つリスト、行事等の案内、「西東京市子ども読書活動推進計画」についてのお知らせ等、様々な情報を掲載します。

⑦ ボランティアとの連携

- ・子どもの読書活動に関わるボランティアの読み聞かせ等の質の向上を目指し、講座を実施します。また、活動に必要な情報を提供します。
- ・学校で読み聞かせを行うボランティアについて、活動状況を把握し、必要に応じて支援します。
- ・おはなし会の充実を図るため、司書とおはなし会に関わるボランティアとの合同会議を実施します。また、おはなし会ボランティアについては「フォローアップ研修」を実施し、質の向上を目指します。

⑧ 司書の派遣

- ・読書活動振興を目的に、要望に応じて小学校、児童館・児童センター、放課後子供教室等、子どもの集まる場所へ司書を派遣します。
- ・子どもの読書に関わるサークルや団体の要請に応じ、司書を派遣します。

⑨ 学校図書館への協力と連携

- ・小学校への除籍資料の配布を継続して行い、資料の有効活用と地域における子どもの読書環境の充実を図ります。
- ・団体貸出の利用促進と迅速な資料提供を進めます。
- ・小学校での学年ごとの学習内容、小学生の発達段階に応じた資料を収集し、提供します。
- ・学校司書連絡会等へ司書を派遣し、情報共有と連携に努めます。
- ・教員や学校司書を対象に、選書の参考となる本の情報提供を行います。

⑩ 関係諸機関への協力と連携

- ・児童館・児童センター、学童クラブ等への除籍資料の配布を継続して行い、資料の有効活用と地域における子どもの読書環境の充実を図ります。

⑪ 子どもの読書活動推進に関する企画の実施

- ・子どもの読書活動を推進する講演会及び講座を実施する際は、市民団体等と連携した事業の実施に努めます。

⑫ 研修の充実

- ・司書が子どもの読書活動を十分に推進できるよう、積極的に研修に参加し読書相談や読書活動に必要とされる知識を習得し、専門性の向上に努めます。
- ・司書が参加した研修内容を図書館内で共有することで全体のレベルアップを図ります。

V YA^{※32}世代を対象とした取組

10代は、自他を意識し、社会や大人に疑問を抱いたり、悩みも多くなる時期です。近年13才以上のスマートフォン普及率は90%を越え*、10代の多くは紙媒体よりもインターネットから情報を得るのが当たり前となっています。この流されてくる膨大な情報から自身の学びや生き方につながる知識や考えを選び取るには、その偏りや真偽を確かめる必要があります。そのためには過去から蓄積されてきた書籍や資料を活用することが有効です。

しかし、学習や部活動、SNS等で忙しい中高生が、自主的に読書に向かうには、読書を楽しめるものと感じ、様々なジャンルの本に触れ、目的に応じて本を読むことができる読書環境が大切です。学校司書、図書館司書には学校図書館や市の図書館等を整備し、中高生が読書を通して自己を向上させようとする姿勢を育む支援が期待されます。

10代後半には、より大人に近づき、行動範囲が広がり個性が際立ってきます。社会へつながる機会が増える時期、生活環境の違いが学びや仕事上での格差となりがちです。誰もが行ける図書館を利用し、本を読むことで、格差を乗り越え、人生に立ち向かうヒントを見つけることもできるでしょう。予測を超えて変貌する社会で誰もが自分らしく生きていくために、本や情報を活用し、生涯にわたり学び直しや楽しみとしての読書習慣を身に付けられるよう、この世代に対する働きかけが重要です。

* 「令和6年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」（総務省）

1 児童館

(1) 今後充実していく主な取組

① 「あそびのなかの図書室」を発信

・リラックスして楽しめる本、ちょっと立ち止まって自分を考えるきっかけになるような本、将来の趣味につながるような本などがある場所であることを発信していきます。

② 蔵書の充実

・自主学習をサポートするため、辞書や簡単な調べものに対応できる本を整えます。また、進学・将来の事を考えることができる書籍等を増やしていきます。

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 本を手に取りやすい環境の整備

・視覚からも興味をもてるような配架の工夫等で本を手に取りやすい環境を整えます。

※32 YA（ワイエー）

Young Adult（ヤングアダルト）の略。「自分を子どもだと思っていないが、社会はおとなとは認めしていない（『ヤングアダルト・サービス指針』アメリカ図書館協会刊より）」子どもと大人の狭間の世代のこと。西東京市図書館では、児童サービスの中の特に13歳から18歳を対象としたサービスをさし、略してYAサービスと呼ぶ。

② 利用者の意見に耳を傾ける

- ・今後も継続して利用者の要望を取り入れながら書籍・雑誌等を購入していきます。

2 学校等

(1) 今後充実していく主な取組

① 読書指導の充実

- ・学校は、読書指導に関する全体計画・年間指導計画を作成し、3年間を通じて、学校図書館を計画的に利用しながら、生徒が日常的に読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げることに役立つことに気付くことができるよう指導します。
- ・学校は、各学校の実態に応じて、各教科等において、学校図書館の読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を利活用し、生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めます。

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 学校図書館の充実

- ・教育委員会は、中学校教科用図書改定の際、各教科で必要な資料について検討します。
- ・教育委員会は、学校と連携しながら、多様な子どもたちの読書機会の確保のための取組について検討します。
- ・学校は、教育課程の展開に寄与するため、各教科等で必要な資料について検討します。
- ・学校は、言語能力や情報活用能力の向上に資するため、必要な資料について検討します。
- ・学校は、学校図書館における資料について、廃棄と買い替えを進め資料の充実を図ります。
- ・学校は、季節、学習内容及び読書週間や読書旬間に合わせた掲示物の設置など、生徒の読書意欲を喚起する環境を整えるよう取り組みます。
- ・学校は、各教科等の学習内容や学習課題に応じて、教員と学校司書の連携を図りながら、必要な情報を精査して生徒に提供するよう努めます。
- ・学校は、教育課程の展開に寄与するため自校の学校図書館にない本や授業に関連した資料を幅広く提供できるよう、公共図書館や他校との相互貸借等の連携を深めるように努めます。

② 読書指導の充実

- ・学校は、生徒が短い時間でも読書できるよう、「朝読書」等の取組を推進するよう努めます。
- ・学校は、「朝読書」、「読書週間」、「読書旬間」、「読書月間」などの取組を実施し、読書の習慣化を促します。

・学校は、生徒会活動、図書の紹介、新聞やポスターの作成など、生徒の自主的な活動を促します。

・司書教諭と学校司書が連携し、各教科の学習内容や学習課題について必要な情報を精査して生徒に提供できるように努めます。

③ 読書習慣定着のための取組

・教育委員会は、毎年11月を西東京市読書月間とし、読書活動の活発化を促します。

・学校は、生徒が家庭で読書する機会を作るために、長期休業中に自主的に読書を行うよう促すなどの取組を行うよう努めます。

・学校は、生徒に読書の楽しさを伝えるため、図書委員会との連携等により、ビブリオバトル、ブックトーク、教員による「おすすめ本」の紹介などの取組を推進するよう努めます。

④ 研修等の実施

・教育委員会は、学校司書が各学校の効果的な取組等について情報交換を行う機会として、学校司書連絡会を設置します。

・教育委員会は、各学校の司書教諭又は学校図書館担当教員及び学校司書を対象に、教員の、学校図書館の活用等に関する研修会を実施します。

⑤ 家庭への働きかけ

・学校は、学校図書館だより等を定期的に発行し、家庭での読書活動を啓発するよう努めます。

・学校は、各学校の実態に応じて、保護者会等の機会に、読書の必要性を話題にし、家庭における読書を促します。

⑥ 教職員への働きかけ

・学校は、学校図書館の利用をテーマにした校内研修を行い、教職員の学校図書館の利用に関する共通理解を図るとともに、教員自身に、生徒に本の楽しさを伝える役割があることについて認識を深めさせるよう努めます。

・学校司書は、教職員向けの学校図書館だより等を作成し、教員の資質向上に向けた情報提供を行っていくよう努めます。

3 図書館

(1) 今後充実していく主な取組

① 調べ案内（パスファインダー^{※33}）の拡充

・YA世代に向けて、調べ案内（パスファインダー）を作成し、YA世代の興味やニーズに合わせて、調べ案内（パスファインダー）のテーマを定期的に拡充します。また、その内容について、必要に応じて更新・修正を行います。

※33 パスファインダー
テーマごとに資料、文献、情報や解説などを収集・蓄積したデータ集。

② 情報発信の充実

- ・図書館ホームページを活用して広報を推進します。YA世代向けの新着図書やおすすめ本リストをホームページ上に掲載するとともに、YA世代との共同編集・発行を行っている「CATCH^{※34}」に関する情報（編集者募集や投稿用フォームの提供等）を発信します。
- ・イベント告知については、「西東京市子ども電子図書館」のサイト内や市SNSを活用するとともに、保護者や教員、学校司書など、YA世代に身近な大人への周知に努め、より広域な情報提供を目指します。
- ・図書館ホームページ内に、市内小・中学校教員または学校司書へ向けたコンテンツを作成し、図書館の利用案内や団体貸出・資料搬送の利用方法、また「いいね！！西東京市図書館おすすめ（セレクト）本」の貸出、パスファインダー情報等について周知を図ります。

③ 「西東京市ふるさと探究学習」への対応

- ・西東京市に関する情報の提供や、西東京市の歴史について幅広い年代へ講ずることのできる講師を招いての地域を知るための講演会の実施などを通して、地域をテーマにした学習を支援します。

④ 電子書籍サービスの充実

- ・「西東京市子ども電子図書館」による電子書籍の提供を進めます。電子書籍のジャンルや内容については、時代に即した新鮮なコンテンツ構成を念頭に、社会状況を鑑みながら、収集の方向性を検討していきます。

(2) 前計画に引き続き推進していく主な取組

① 魅力ある書架づくりと居場所づくりの工夫

- ・「西東京市図書館資料収集基準」に基づき、資料を収集し充実を図ります。テーマ展示の実施やYA世代のニーズに応じた資料を収集し、魅力ある書架づくりを行います。
- ・図書館が、家庭でも学校でもない落ち着ける空間として、この世代が立ち寄りやすく、心地よい場所となるよう努めます。

② 参加型事業の実施

- ・読書会等、本を通じて同世代のコミュニケーションを楽しむイベントや、読書への意欲が高まったり、読書の幅が広がるイベント、また、図書館利用のきっかけとなる体験型イベント（ワークショップ等）を実施します。

※34 「CATCH」

A5版8ページ、年3回図書館で発行するYA情報誌。平成23年度からYA世代と共同編集をしている。YA世代が自分のすすめる本の紹介や絵、自分の思いなどを書いて投稿できる「YA!YA!(ヤイヤイ)ペーパー」を紹介する「YA!YA!ひろば」やおすすめ本のコーナー、新刊紹介等が掲載されている。

③ 図書館利用に困難があるYA世代への支援の充実

- ・特別な支援を必要とするYA世代には、点字図書やマルチメディアデージー図書、大活字本、LLブック等を収集し、提供します。提供にあたっては、ハンディキャップサービス資料を集めた書架「いろいろな読書コーナー」やハンディキャップサービスの利用案内を活用し、必要とする子どもやその保護者に届くような広報や情報提供に努めます。

- ・日本語を母語としない子どもや保護者には、多文化サービス担当職員と協力し、外国語資料等を収集して提供します。また、「やさしい日本語」による情報提供を行います。

④ 図書館の活用方法を伝える事業の実施

- ・「図書館を使った調べる学習コンクール」の開催や関連展示の実施等、身近な疑問・課題に取り組むYA世代を支援します。

⑤ 職場体験および「一日図書館員」の受け入れ

- ・職場体験の受け入れや「一日図書館員」を実施し、図書館の様々な仕事を体験してもらいます。体験を通して図書館への理解と関心を深めることで、図書館利用の促進を図ります。

⑥ 発行物による情報提供

- ・中学生向けおすすめ本リスト「道しるべ」「道しるべ2」、「すいせん図書」、YA世代との共同編集で作成している「CATCH」を発行し、YA世代に本の情報を提供します。

⑦ 義務教育終了後の子どもへの図書館利用の促進

- ・中学3年生に「卒業お祝いメッセージカード」を配布し、生涯にわたる学習を保障し支援する公共図書館の利用を呼びかけていきます。

⑧ 司書の派遣

- ・中学校・高等学校等からの要請に応じて、YAサービス担当司書を派遣します。
- ・中学校への出前講座「まちなか先生」を要望に応じて実施し、図書館利用のきっかけを作ります。

⑨ 中学校・高等学校等、関係諸機関への協力と連携

- ・中学校や高等学校等、関係諸機関の団体貸出の利用促進と迅速な資料提供を継続して実施します。

- ・中学校・高等学校等から依頼された学習のテーマに沿った資料を取りそろえ貸出しを行います。

- ・中学校、児童館等への除籍資料の配布を継続して行い、資料の有効活用と地域における子どもの読書環境の充実を図ります。

⑩ 子どもの読書活動推進に関する企画の実施

- ・子どもの読書活動を推進する講演会及び講座を実施する際は、市民団体等と連携した事業の実施に努めます。

⑪ 研修の充実

- ・司書が子どもの読書活動を十分に推進できるよう、積極的に研修に参加し読書相談や読書活動に必要とされる知識を習得し、専門性の向上に努めます。
- ・参加した研修内容を共有することで担当全体のレベルアップを図ります。

資料1 西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会設置要綱

第1 設置

西東京市子ども読書活動推進計画（以下「読書活動推進計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

懇談会の委員は、西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の依頼を受け、西東京市読書活動推進計画の策定に関することについて検討し、その検討結果を教育長に報告する。

第3 委員

懇談会の委員は、13人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 1人 |
| (2) 西東京市図書館協議会の委員 | 2人以内 |
| (3) 子どもの読書に関する活動を行う市民団体の代表者 | 2人以内 |
| (4) 公募による市民 | 2人以内 |
| (5) 子ども若者部幼児教育・保育課に所属する保育士 | 1人 |
| (6) 子ども若者部児童青少年課に所属する西東京市立児童館の職員 | 1人 |
| (7) 教育部教育指導課指導主事 | 1人 |
| (8) 西東京市立学校に所属する司書教諭 | 1人 |
| (9) 西東京市立学校に所属する学校司書 | 1人 |
| (10) 教育部図書館に所属する職員 | 1人 |

第4 任期

委員の任期は、第2に規定する教育長の依頼を受けた日から報告を行う日までとする。

第5 座長及び副座長

懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第7 謝金

第3第1号から第4号までの委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を謝金として支給する。

第8 庶務

懇談会に関する庶務は、教育部図書館において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月7日から施行する。

資料2 第5期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会委員名簿

任期：令和7年7月18日から報告の日まで

区 分	氏 名	起草 委員	備 考
1 学識経験者	◎藤本 恵	●	武蔵野大学文学部日本文学文化学科教授
2 図書館協議会	島 弘	●	
	○鈴木 綾	●	
3 市民団体代表	小原 祐子	●	はとさん文庫
	福岡 淳子	●	コロリンたまご
4 市民公募	金澤 佳代	●	
	小田 れい子	●	
5 職員	菅野 千佳		子ども若者部幼児教育・保育課保育士 (やぎさわ保育園園長)
	岩田 牧子		子ども若者部児童青少年課児童館職員 (田無児童館館長)
	佐伯 豊明		教育部教育指導課指導主事
	榎本 勝也		西東京市立本町小学校司書教諭
	森澤 晴代		西東京市立芝久保小学校・田無第一中学校 学校司書
	森田 翔子		教育部図書館奉仕係児童サービス担当司書

◎＝座長 ○＝副座長 ●＝起草委員

資料3 第5期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会審議経過

策定懇談会

実施日	会議	審議内容
令和7年7月18日	(第1回)	①依頼状／任命状交付 ②正・副座長の選出 ③子ども読書活動推進計画について ④今後の流れ・会議日程調整
令和7年8月22日	(第2回)	①第1回会議録の確認 ②次期計画の策定方針 ③Ⅱ計画の基本的考え方について ④次回以降の進め方及び分担
令和7年9月5日	(第3回)	①第2回会議録の確認 ②Ⅱ計画の基本的考え方について ③Ⅳ小学生を対象とした取組について ④次回懇談会のテーマ及び分担について
令和7年10月3日	(第4回)	①第3回会議録の確認 ②Ⅳ小学生を対象とした取組について ③Ⅲ乳幼児を対象とした取組について ④次回懇談会のテーマ及び分担について
令和7年11月7日	(第5回)	①第4回会議録の確認 ②Ⅲ乳幼児を対象とした取組について ③ⅤYA世代を対象とした取組について ④次回懇談会のテーマ及び分担について
令和7年12月5日	(第6回)	①第5回会議録の確認 ②ⅤYA世代を対象とした取組について ③全体案について
令和8年2月13日	(第7回)	①第6回会議録の確認 ②第5期西東京市子ども読書活動推進計画（素案）について ③パブリックコメントを受けて修正等の確認
令和8年3月6日	(第8回)	①第7回会議録の確認 ②パブリックコメントのご意見と市からの回答について ③第5期西東京市子ども読書活動推進計画について ④今期懇談会の振り返り

起草委員会

実施日	会議	審議内容
令和7年9月19日	(第1回)	文章作成 (Ⅳ小学生を対象とした取組について)
令和7年10月31日	(第2回)	文章作成 (Ⅲ乳幼児を対象とした取組について)
令和7年11月21日	(第3回)	文章作成 (ⅤYA世代を対象とした取組について)
令和7年12月5日	(第4回)	文章精査 (全体案について)

資料4 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第一 (資料収集基本方針)

図書館は、地域における生涯学習を推進する機関として、基本的人権の一つである「知る自由」を利用者に保証し、利用者の必要とする資料を収集する。

(1) 資料収集の自由

収集方針の内容は、「図書館の自由に関する宣言」に基づき次のとおりとする。

- (ア) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (イ) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (ウ) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (エ) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、糾弾を恐れて自己規制したりはしない。
- (オ) 図書館の収集した資料が、どのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持するものではない。
- (カ) 寄贈された資料を蔵書とする場合も同様である。

(2) 蔵書構成の基本的考え方

資料の収集においては、資料自体の価値および地域住民の要望に基づき、図書館員が組織的に協議・会議などをもって、図書館全体の機能、各館の役割を考慮し、責任をもって主体的に判断する。

図書館の蔵書構成は、地域住民の共同の本棚および書齋であると考え、市民の要求に即したものとし、次の通りとする。

(ア) 最新情報

常に時事情報に目を向け、最新の情報を盛り込んだ資料の収集に努める。

(イ) 市民要求と利用

新鮮で魅力ある書架構成を維持するものとし、つねに資料の利用状況を把握し、市民の要求をふまえて、多くの市民の利用が予測されるものを積極的かつ網羅的に収集するとともに、市民の知的好奇心を刺激し、新たな世界がひろがるような蔵書構成とする。

(ウ) 各館の独自性

図書館は、各館の規模、機能、役割に応じて収集するとともに、図書館全体の蔵書構成を考慮するものとする。

第二 (資料別、対象別収集方針)

図書館は、資料の種類別、利用対象者別に以下のとおりに収集するものとする。

(1) 図書資料

(ア) 一般図書

利用者の文化・教養の向上、調査・研究、趣味レクリエーション等に役立つ資料を各分野にわたり、体系的に、幅広く収集する。

(イ) 児童図書

未来ある子どもたちに読書の喜び、物事を調べることの楽しさを知ってもらえるように、また、知識・感性・情緒の育成を促し、様々な興味に応えられる資料を収集する。

(ウ) ヤングアダルト資料

ヤングアダルト世代の対象を13歳～18歳とし、青春期特有のテーマ(友情・恋愛・自立・職業・生き方など)を扱った、読み物・絵本・ノンフィクションなどを中心に様々な分野から収集する。その際、ヤングアダルト世代の要求を考慮し、かつ、その資料の質にも留意した収集に努める。

(エ) レファレンス資料

通常読書とは異なる参考調査を目的として編集された辞書・事典・年鑑などの資料や二次資料を収集する。その際には、利用者の求める情報が検索しやすく、よ

り正確で信頼性の高い情報が得られる資料を収集する。

(2) 地域資料

市民の「自分が居住する地域」についての様々な調査・研究・学習の要求に対して、図書館が資料をもって応えることは重要な責務の一つである。

西東京市に関する資料については、それらを西東京市以外の機関に委ねることにはできないことから、印刷物を中心に可能な限り収集する。

また、隣接する行政自治体の資料及び東京都の資料も収集する。

(3) 逐次刊行物

新聞・雑誌などの逐次刊行物は、内容の速報性を重視し、市民の趣味趣向や流行に留意し、生活に密着した情報から学術調査・研究に役立つものまで提供できるよう、各分野において幅広く収集する。また、地域社会の国際化に対応するため、外国語の逐次刊行物についても留意する。

(4) 視聴覚資料

利用者に対する幅広い資料提供の一環として、視聴覚資料を提供する。図書資料等、紙のメディアだけではその分野を知る上で充分ではないと考えられるもの、表現方法において、視聴覚資料の方が優れていると考えるものを収集する。

資料の形態については、社会に広く受け入れられているものを対象として収集する。その際には、著作権法に十分注意する。

(5) ハンディキャップサービス資料

主に、視覚に障害のある利用者の幅広い要求に応えるために、一般の書籍・雑誌など墨字資料に代わり、直接、知識・情報を得ることができ、読書を楽しむことのできる形態の資料を収集する。また、これらは出版点数がごくわずかであることから、自館作成にも努める。

(6) 非核・平和に関する資料

非核・平和に関する資料を積極的に収集する。原爆関係の資料は、「原爆小文庫」に別置き収集するものとする。

(ア) 特殊コレクション「原爆小文庫」

1976年、下保谷図書館開館当時、市内在住の評論家故長岡弘芳氏の寄託資料を基に特殊コレクションとして「原爆小文庫」を設けた。原爆関係の文献収集に傾倒し、それらを「“まちの図書館”で気軽に多くの人に読んでもらいたい」という氏の意向を受け、広島・長崎を中心に原爆関係の資料を形態にとらわれることなく幅広く収集する。

付則

この基準は平成13年6月15日から適用する。

付則

この基準は平成31年1月31日から適用する。

第5期西東京市子ども読書活動推進計画

令和8年3月

発行 西東京市教育委員会

編集 西東京市教育委員会 教育部図書館

〒188-0012 東京都西東京市南町五丁目6番11号

Tel : 042-465-0823 / Fax : 042-463-9150

メールアドレス libmaster@city.nishitokyo.lg.jp

ホームページ <https://www.library.city.nishitokyo.lg.jp>